

# 有価証券の記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様の有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

料金を頂戴しません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（書面による契約の解除）の適用はありません。

## 有価証券の記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様の券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## 当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当社は金融商品取引法第33条の2の登録を受けた金融機関です。当社が行う登録金融機関業務は、公共債の現先売買及び社債、株式等の振替に関する法律の口座管理機関としての社債等の振替であり、当社では、売買契約を締結し又は振替決済口座を設定していただいた上で、公共債の売買の注文を受け付け又は有価証券の記帳及び振替を行います。

## この契約の終了事由

当社の振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申出があった場合
- 口座残高がないまま、相当の期間が経過した場合
- お客様が暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者（これらを「暴力団員等」といいます）であること又はお客様が暴力団員等と一定の関係を有することが判明し、当社が解約を申し出た場合
- お客様が自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

## 当社の概要

商号等	日本証券金融株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第548号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
加入協会	日本証券業協会 (当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。)
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>当社は、上記加入協会から苦情の解決及び紛争のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより、登録金融機関業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。</p> <p>また、上記以外の措置として、当社コンプライアンス統括部（連絡先：03-3666-3057）にて苦情の処理を行うほか、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター又は公益社団法人民間総合調停センター（大阪市所在）を利用することにより、紛争の解決を図ります。</p>
資本金	100億円（2020年3月31日現在）
主な事業	証券金融業（貸借取引貸付（金融商品取引法第156条の24第1項の業務）、金融商品取引業者及びその顧客に対する金銭の貸付、有価証券貸借等）
設立年月	1927年7月
連絡先	リテール営業部ネットビジネス課（03-6264-9738）